

社団法人 町田法人会報

社団法人 町田法人会

東京都町田市原町田3-4-4

町商会館内

TEL 0427(26)2453

発行日 昭和57年 1月14日

第5号 (通刊33号)

昭和57年
新春号



市民の憩の場・薬師池公園

題字は西川町田税務署長

目次

年頭のご挨拶	2
会員増強推進運動の結果ご報告	5
税務署からのお知らせとお願い	6
「中小企業の交際費課税の強化に対する 反対陳情」が行われました	9
高齢者でも加入できる 信託型の法人会年金	10

会員の企業をお守りして10年	11
梅と酢で体内浄化	12
地区会 役員さんのご紹介	13
短信欄	14
「16%映画と講演の夕べ」 盛会に開催	14
新会員のご紹介	16



年 頭 の ご 挨拶

(社)町田法人会会長 三橋 忠正

明けましておめでとうございます。

昭和57年の新春を迎え、会員の皆様には益々、お元気で活躍の事と、心からお慶び申し上げます。

昨昭和56年の我が国経済を振り返りますと、実質成長率こそ先進諸国間では、優位を保ったもののその原因は輸出の増大に依存するところが大きく、国内の需要は一昨年に引き続き低迷を続けたわけでございます。更にアメリカ或はEC諸国との貿易摩擦により益々日本経済に対する国際批判も高まっており、私共をとりまく経済環境は本年も、大変に厳しいものが予想されます。この様な中、国内的には、いわゆる「増税なき財政再建」策が行政当局により推進されつつあるわけですが、景気低迷による法人税収入の7,000億円の落込みが予想される背景を控え、粗税特別措置の見直し、交際費課税の強化、退職給与引当金、貸倒れ引当金繰入れ率の引下げ等による増税案が打ち出された事は皆様ご承知の通りでございます。これらに対し既に全法連では、昨年末に渡辺大蔵大臣、山中税調会長、山下衆議院議員に反対陳情を行っております。

又昭和58年から施行される「少額貯蓄等利用者カード」いわゆるグリーンカード制につきましてもこの制度が私共会員の金融資産にどのように反映されるのか町田法人会税制委員会において基礎資料の蒐集検討に入っております。

さて昨年末、全法連で採用いたしました「法人会年金」は老後の生活安定のため公的年金では不十分な部分を補うためには大変有用な手段でもあらうと思われれます。現在大同生命、安田、三井、三菱の各信託銀行の四社に業務を委託し会員の皆様のご参加の勧奨を行っておりますので、大きなゆとりある老後のため一日も早くご利用下さるよ

うお願い申し上げます。

更に本年度は東法連と東京都医師会との間におきまして企業従事者が短期間に、しかも手軽に健康診断を受けられる制度を検討中でございますのでご期待願いたいと存じます。

当法人会も社団化後三年目を迎えまして、各委員会、各部会、支部の機能も逐次充実いたしており、新しい計画等についても皆様のご期待に応えるべく熟思いたしたいと思っております。昨年末には、社団化後第二次会員増強運動を実施いたしました処、町田税理士会諸先生方の絶大なご協力と、町田税務署長さん始め担当官皆様のご指導等によりまして年末ご繁忙の折にも拘らず、担当役員諸兄のご努力により新規加入会員は227社にのぼり現在会員数は2,199社となり町田地区全法人に対する加入率は70.6%、となりました。この加入率は東法連46法人会中第5位にランクされました。皆様の法人会に対す深いご理解とご支援の賜ものでありまして衷心より感謝申し上げますと共にご同慶に堪えません。

本年度も役員一同皆様の利益のために会の運営に専心、奉仕いたす所存でありますので、どうぞ会員の皆様には当法人会の事業活動に積極的に参加していただくと共に、より一層のご協力を是非共お願いいたす次第でございます。署の皆様、税理士会の諸先生方には今後共よろしくご指導を賜りますようお願い申し上げます。終りに会員の皆様のご健康と企業の益々のご繁栄を祈念いたしまして年頭のご挨拶といたします。

年頭のご挨拶



町田税務署長 西川 信夫

あけましておめでとうございます。

昭和57年の年頭に当り、町田法人会の皆様に謹んで新年の御祝詞を申し上げます。

昨年7月当署に着任以来、はや半年が経過いたしました。この間、三橋会長をはじめ会員各位の絶大なる御支援と御協力によりまして、町田税務署の署務運営も円滑に推移できましたことを厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、法人会会員増強月間を積極的に展開され、当初の目標を大幅に上回り加入率は70%を超え、都内でも有数の法人会に数えられるとともに、財政基盤も確立されたことは大変喜ばしいことでした。

一方、各種の税務説明会、税務懇談会等活発な事業活動を通して、会員の納税道義の高揚、税務知識の普及並びに企業経営の健全化に著しい貢献をしていただいた皆様の努力に感謝いたすとともに、

に、私どもも心強く思っている次第であります。

本年も内外の経済環境は厳しい中に迎えたわけではありますが、とりわけ、我が国の財政事情はその再建が重要な課題となっており、これに対する論議は一層の高まりをみせています。これに関連して、国民の税に対する関心は、公平の負担への要請へと高まっていることは皆様も御承知のことと思います。私どもはこの厳しい情勢の中で、税法の適正な執行、申告水準の維持向上並びに課税の公平確保に最善の努力を重ねてその期待に応えることが責務であると痛感いたしております。

どうか私どもの意図するところ御理解いただき今後とも適正な自主申告と納税により一層の御協力をお願いします。

終りに、社団法人町田法人会のますますの発展と会員の皆様方の御健康ならびに御事業の繁栄を祈念いたしまして新年のごあいさつとします。

うっかり夫人

「おーい今帰ったぞ。腹がへったのですぐメシにしてくれないか」

「あなたが帰るのを待ってたの。実はネ大変なことが分かったのよ」

「なんだ。こっちは残業して疲れているんだ。おどかさなよ」

「ほら、3月にやった税金の申告ね。あの内容に間違いがあったの」

「どこが……」

「ほら、貸アパートの3号室と9号室は去年の7月から11月まで空室だったでしょう。それなのに税金の申告では、単純に月額の家賃に12ヶ月をかけて計算したのよ」

「それで」

「正しく計算したら、所得税が3万円も納めすぎなの」

「今更、どうしようもないだろう」

「3万円といったら大金よ」

「おまえのあだ名は、うっかり夫人。だからなあ。仕方がない、明日にでも税務署へ電話をしてみるから」

◇ ◇ ◇

「どうでした？」

「喜べ、3万円は戻ってくるぞ」

「どうしたらいいの？」



「来年の3月16日までに、税務署へ更正の請求書」を提出すればいいそうだ」

「その用紙は？」

「税務署に用意してあるそうだ」

「それでは早速、明日にでも税務署へ行ってきますけど、私についてうっかり夫人ですから、来年からはあなたが税金の申告書を書いてね」

「実は、オレも会社では、計算オンチ。ってあだが付いててね……。まあ、今度の経験を生かして来年も頼むよ」



ご挨拶

東京税理士会町田支部長 **飯田 義忠**

明けましておめでとうございます。
町田法人会報第4号でご紹介がありましたが、昨秋の会員増強推進運動期間において、200社を超える新入会員をむかえ、会の組織強化が着々とすすめられていることは御同慶にたえません。

組織を拡大する一方、個々の会員の声を会務に反映させてゆくことは、容易なことではないと思いますが、身近な問題をとりあげ、会活動の中で除々に要望に応じてゆくことこそ、組織への信頼を増すための重要な方策かと存じます。

御会におかれましては、次々と新しい事業を計画され、活発な会活動を展開しておられますが、私ども税理士会といたしましても、同じ税務関連団体として関心をもち、注目して居りました。

此のたび、東京税理士会町田支部に対し各種事業への協力要請が御座いました。従来も御会が実施する講習会、説明会等への講師派遣、懇談会へ参加、或は会員増強運動への協賛等を通じて相互に協力関係を築いて参ったわけではありますが、今後更に共存の立場に立って積極的な協力を措しま

ないもので御座います。
東京税理士会町田支部所属の税理士は、昭和54年7月、設立時において72名で発足いたしました。現在92名に増加、発展する町田市の地域にふさわしい組織として成長して参りました。

単なる職域団体に止まらず、地域社会において積極的に活動する組織へむけて、名実ともに充実強化してゆくことが、私どもに課せられた任務であると認識しております。

昨年は日本税理士会連合会の総力をあげて中小企業に大きな影響をもたらす「商法及び監査特例法」改正に対する反対運動を展開し、多くの関連団体の支持を頂きました。今後皆様と共通する問題については、相協力して問題解決のための努力を行って参りたいと存じますので、御理解を賜りますよう御願申し上げる次第でございます。

社団化3年目をむかえ、更に飛躍の年でありませう、あわせて会員の皆様の御繁栄を心から祈念し新年のごあいさつといたします。

◆◆◆◆◆ 明けましておめでとう ございます ◆◆◆◆◆

本年もご支援とご協力の程宜敷くお願い申し上げます。

会 長	三橋 忠正	常任理事	齊藤 繁	理 事	秋元 馨	理 事	大川 健次
副 会 長	石井 儀一	〃	岩崎 雄志	〃	新井 実	〃	若林 忠次
〃	鈴木 英正	〃	森 義男	〃	小川 量司	〃	中嶋 重一
〃	〃	〃	森山 兼光	〃	松山 在九	〃	木下 公福
常任理事	八木下正男	〃	諸橋 良吉	〃	飯田 直敏	〃	井上 輝照
〃	井之上哲夫	〃	中島 貞雄	〃	小山 克己	〃	〃
〃	古関 隆幸	〃	杉浦 信男	〃	芝田 泰一	監 事	岩沢 正義
〃	加藤 忠男	理 事	田中 耕作	〃	尾辻 胖	〃	井上 茂留
〃	萩生田 博	〃	井上 恵博	〃	岩村 英雄	〃	鈴木 西市
〃	矢巻 勤二	〃	松村 邦治	〃	藤田 義徳	〃	〃
〃	村田 清	〃	渋谷 栄二	〃	石川洋一郎	〃	〃

会員増強推進運動の結果ご報告

全国一斉に実施された、(財)全国法人会総連合の会員増強推進月間に呼応して当会にても、10月1日より11月にかけて会員増強運動を実施致しました。今回の会員増強運動には、会員増強委員会、委員を中心に全役員がこれに参画献身的なご尽力により当初計画を遙かに上廻った成果をあげることができました。ご同慶に耐えません。

加入率は東法連全下46法人会の上位より4番目の位置に達することができましたが今後この位置を持続するためには一層法人会活動を活発に、会員の立場にたつて益々魅力ある法人会運営の必要性を痛感する次第であります。

次にご参考までに、地区別、支部別の会員加入状況一覧表を掲載いたします。

支部別加入状況一覧表

昭和56年11月20日現在

支部名	会員数	加入割合%	支部名	会員数	加入割合%
町田南地区			第三支部 (成瀬、成瀬台、南成瀬、高ヶ坂)		
第一支部 (原町田1、2、3丁目)	107	81.0		158	58.9
第二支部 (原町田4、5丁目)	140	99.2	計	473	64.9
第三支部 (原町田6丁目)	151	94.9	鶴川地区		
計	398	92.1	第一支部 (金井町、野津田町、小野路町、大蔵町)	140	72.5
町田中央地区			第二支部 (鶴川、三輪町、広袴町、能ヶ谷町、真光寺町)	153	68.9
第一支部 (中町1～4丁目)	172	80.7	計	293	70.6
第二支部 (森野1～6丁目)	158	66.1	忠生地区		
計	330	73.0	第一支部 (木曾町)	118	60.2
町田北地区			第二支部 (山崎町、忠生、根岸町)	115	61.8
第一支部 (旭町1～3丁目、本町田)	158	65.2	第三支部 (小山田町、下小山田町、函師町、矢部町、常盤町)	75	67.5
第二支部 (玉川学園1～8丁目、南大谷)	108	64.6	計	308	62.4
計	266	65.0	堺地区		
南地区			第一支部 (相原町)	75	74.2
第一支部 (金森)	105	67.3	第二支部 (小山町)	55	66.2
第二支部 (小川、つくし野、南つくし野、鶴間)	210	69.0	計	130	70.6
			合計	2,198	70.6%

税務署からのお知らせとお願い

所得税の申告と納税は

2月16日から3月15日まで

「確定申告はお早めに」

事業を営んでいる人、給与以外に収入があるサラリーマンの方などにとって、一年の総決算ともいえる確定申告の季節となりました。例年のこととはいえ、申告期限間際にあわてたりしないよう早めの準備が大切です。

御承知のことと存じますが、所得税の確定申告は2月16日～3月15日、贈与税の申告は2月1日～3月15日です。3月10日すぎになりますと、例年、税務署の窓口は大変混雑し、ゆっくり相談ができなかったり、長時間お待たせすることがあります。申告と相談は、できるだけお早めにお済ませください。

毎年確定申告を自分でお書きになっている方はもちろん、これまで書いたことのない方も、ご自身で書きあげようがんばってください。

なお、お書きになった申告書は郵送でも受け付けております。

さて、サラリーマンの方でも確定申告をしなければならない場合や、した方がお得な場合があります。

確定申告をしなければならない場合は、①給料・賞与の総額が1千万円を超えるとき②2ヶ所以上から給与をもらったとき③給与以外の所得が20万円を超えるときなどです。

また、①マイホームを取得したとき②火災や風水害、盗難などの被害を受けたとき③病気や出産などで多額の医療費を支払ったとき④お勤めを年の途中でやめて、再就職していないときなどで、

確定申告をすることにより所得税が還付されることがあります。

詳しいことは、税務署所得税部門又は税務相談室（分室）でお尋ね下さい。

マイホームを売ったときの税金 特別控除は確定申告で

土地や家屋を売ると、税金がかかることはご存知ですね。ところで、自分の住まいを売ったときには3,000万円の特別控除を受けられることはご存知ですか？

ただし、この特別控除は所得税の確定申告の手続きをしないと受けられません。つまり、売った金額が3,000万円以下の場合であっても、確定申告をしないと特別控除は受けられないこととなります。

申告に必要なもの

①譲渡所得の明細に関する書類

「譲渡内容についてのお尋ね」（用紙は税務署にあります）に記載します。

②住民票の写し

住んでいたところのもので、売ってから2ヵ月過ぎて交付を受けたもの。

③印章

サラリーマンの方は①～③のほかに

④源泉徴収票

贈与税の申告

贈与税の申告と納税は2月1日から3月15日までです。納期限までに全額納税できない場合は延納ができます。

ただし、延納ができるのは①税額が5万円以上で②担保が必要です。また、③延納分には利息がかかります。

※詳しいことは税務署資産税部門でお尋ねください。

納税に便利な振替納税のおすすめ

申告所得税の振替納税を、まだ利用されていない方は確定申告も真近になりましたので、この機会に便利な振替納税を是非御利用くださるようおすすめいたします。

◎ 振替納税は、電気料等公共料金の支払いと同様に申告所得税を対象に金融機関があなたにかわって預金口座から振替えて納税してくれる便利な方法です。

申し込方法 税務署又は、預金先の金融機関へ預金口座にご使用の印鑑を、お持ちください。手続は簡単です。

納税方法 金融機関では、納期限に預金口座から税金相当額を振替えて納付し、領収証書はあなたのところにお送りいたします。

利 点

1. 納税のため、金融機関に出向かなくてもすみみます。
2. 納期限をうっかり忘れても安心です。
3. 現金を持ち歩くごとに伴う危険がなくなります。

還付申告を提出される方へのお願い

確定申告書の提出期間は、2月16日から3月15日までですが、還付を受けるための申告は2月15日以前でも受付けております。3月になってから提出されますと、支払が遅れる事がありますので出来るだけ早めに提出してください。

◎ 銀行振込みを希望される方

申告書下部に、振込み銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を記載してください。ただし、振

込み預金口座の住所、名義が申告に掲記した住所、氏名と同一のものでないと、銀行振込は出来ません。

◎ 郵便局からの受取りを希望される方

申告書下部にご希望の郵便局名を記載してください。

第3期分の納税について

申告所得税第3期分の納期は、2月16日から3月15日(月)までです。納付書は、税務署から送付されたものを使用してください。振替納税を利用している方の納付書は、税務署から金融機関へ送付いたします。振替日は3月末日の予定ですので預金残高を確認しておいてください。まだ、納期限までに全額納付出来ない方は、延納制度がありますのでご利用ください。

納税証明書の請求はお早めに

例年3月は、所得税の確定申告のため、来署される方が多くなり、窓口が大変混雑します。そのため、場合によっては納税証明書の請求があまりしても即日発行が出来ない場合があります。「資金借入」「登録申請」「入札参加指名願」等あらかじめ必要性がはっきりしている場合には2月中に申請していただきますようお願いいたします。

『通勤手当の非課税限度の改訂』

12月7日付をもって、給与所得者の通勤手当の非課税の最高限度額が引き上げられました。

改正前

改訂後

18,500円 → 19,500円

(注意) !!

- この改正は、56年4月1日以後に支払われるべき通勤手当(同日以後の通勤手当の差額支給分を含みます)について適用されます。
- 既に支払われた通勤手当のうち、課税対象となっていた金額について、新たに非課税とされる部分の金額が生ずることとなった場合の

税額の精算は、年末調整の際に、行なうこと
になります。

なお、年末調整による精算が、56年内に
できない場合には、遅くとも、「給与所得の源
泉徴収票」を受給者に交付する日（期限、昭
和57年2月1日）までに年末調整の再計算を
行って精算して下さい。

- また、「給与所得の源泉徴収票」の「支払金
額」欄には、非課税とされる部分の通勤手当
の金額を除いた金額を記入してください。

『誤りやすい源泉税』

（食事の支給）

（事例）

A社では、従業員に昼食を支給している。
この昼食は、近くの飲食店から購入しているも
ので、代金は、会社と従業員とで折半している。

従業員	購入価額	会社負担	従業員負担
甲	8,000円	4,000円	4,000円
乙	6,000円	3,000円	3,000円
丙	5,000円	2,500円	2,500円

上記の場合の課税関係は、どうなるか。

（解答）

1. 丙については、課税されない。
2. 甲及び乙については、会社が負担した金額
について現物給与として給料に上積みし、
課税することになる。課税対象額は次のと
おりである。

甲…4,000円 乙…3,000円

（解説）

〈甲及び乙が課税されないためには〉

甲負担… 5,500円 会社負担… 2,500円
計 8,000円

乙負担… 3,500円 会社負担… 2,500円
計 6,000円

とすれば良い。

これは、食事の現物支給に関して、「食事
の価額の50%相当額以上を従業員が負担し、
かつ、会社の負担額が、一人当り月額2,500円
以内であること。」（基通36-24）
の場合には、課税しないこととなっている。


（要注意）

- 金銭支給による食事の補助は、会社負担がた
とえ、2,500円以内であっても課税される。

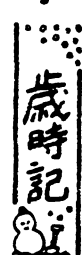
税務署の駐車場は狭いので、来署される方

は、電車かバスをご利用下さい。

町田税務署 ☎0427-28-7211



鏡もち



歳時記

昔——といつても、ついこの
間までのことですが、正月の鏡
開きの日は、コチコチになつて
ヒビの入つた鏡もちを、金づち
で割つて、お汁粉に入れて家中
で大喜びして食べたものです。
ところが最近では、この江戸時
代から続いてきた儀式も、家庭
では、だんだんすたれていくよ
うです。

もつとも、いま市販されてい
る鏡もちは、二段重ねのものを
重ねたままボリでバツクしたも
のが多く、なんだか「儀式」と
してのもち味も薄れた感じがし
ないでもありません。もちも世
につれ——とでもいいでしょう
か。そういえば、戦争中は米が
なくて、土の窯焼きの「鏡もち」
を飾つたことがありました。

鏡もちのいわれは、丸い金属
の鏡をかたどつたもちを神に供
えたもの、また、人の心臓をか
たどつたもの——などの説があ
ります。もちの形は、地方によ
つては平らな丸もちだったり、
重ねも三枚のところがあるよう
です。呼び名も、おそなえ、お
すわり——などいろいろ。

それにしても、鏡開きという
江戸時代からの伝統がだんだん
下火になるとともに、家族が共
に相寄つて祝い事をする機会が、
また一つ消えていこうとしてい
ることも事実です。

「中小企業の交際費課税の強化に対

する反対陳情」が行われました

新聞等における報道でもご承知のとおり、最近大蔵省は、来年度予算編成に絡んで、不公平税制の是正と称し、交際費課税の強化をはじめ数項目の増税構想を明らかにし、さらに首相自らもこれを支持するような発言をして、今後の改正審議過程においてこれらが採り上げられる可能性が確実になってきました。

そこで、財団法人全国法人会総連合にては、会員に特に影響が深い交際費課税の強化策について反対の旨の態度を表明すべく、別表陳情書のとおり12月4日（金）午後事務局幹部によって下記あて反対陳情を行いました。

記

陳情実施先

自由民主党税制調査会会長 山中 貞則氏 宛
副会長 山下 元利氏 宛
大 蔵 大 臣 渡辺美智雄氏 宛
中小企業の交際費課税の強化に対する反対陳情。

私どもは本年9月の税制改正要望で、増税のない行政改革を政府に訴えました。当時、首相は、国会答弁のなかで「57年度には、増税は行わない」旨を、くりかえし、くりかえし言明しておられました。このため私どもは、少なくとも57年度に関する限り、増税はないこと、従って本年は、私どもの税制改正要望の大きな柱の一つが実現されるものと期待してまいりました。

然るに、今になって突然、大蔵当局から57年予算編成にからんで、増税の構想が発表されるのを聞いて、私どもは、誠に信じがたい思いであります。

とくに、私どもに納得のいかないのは、昨今、大蔵当局によって、打ち出されている、増税の構想のなかに、中小企業の交際費課税の強化の問題

があり、而もその理由づけを、税の公正の確保に求められている点であります。公正というのは、すべてを機械的に平等に取り扱うことではありません。中小企業の置かれている実態を正しく見極めた上で実質的に平等に取り扱うことこそ、公正の名に値するものと信じております。

中小企業は、殆んどが大企業の下請けの立場にあります。ということは中小企業の場合、最終的な製品の購入者と、直接的な関係に立ち得ないことを意味します。ですから、中小企業で支出する交際費は実は、大企業の広告宣伝費や販売促進費と同じ機能を果しているわけです。

ところが、これらの支出は大企業においては、形式的には交際費に該当しないという理由で、課税上野放しにされており、一方中小企業の場合には交際費として課税されているというのは、私どもにとって誠にもって合点のいかない点であります。形式的な平等と、実質的な平等の議論をここで重ねてする気持ちは毛頭ございませんが、中小企業の置かれている立場、さらに中小企業の製品の販路開拓の上で交際費が果している機能を正しくご認識下さいまして、中小企業の交際費課税の強化だけは、是非とも思いとどまっていたいただきたいと考え、かくは、お願い申し上げる次第であります。

昭和56年12月4日

財団法人 全国法人会総連合
会長 金原 四郎

自由民主党 税制調査会

会 長 山 中 貞 則 殿

陳情者の文面は共通ですが、山中貞則氏のみ掲載いたします。

高齢者でも加入ができる

信託型の法人会年金

法人会の信託型年金制度が9月よりスタートし、すでに多くの経営者の方々が、加入されております。ここに最も年金を必要とする高齢者のためのこの制度の利用方法について説明いたします。

1. 65才以上の方……制度発足時の経過措置として一括積立で加入できます。

(1) 短期間で年金を受取ることを希望される方のための、福寿年金プラン

ア. 積立額

据置期間	一括積立額
なし	12,872,230円
1年	12,086,600円
2年	11,348,920円
3年	10,656,260円
4年	10,005,880円
5年	9,395,190円

イ. 年金額

毎月 250,000円

ウ. 支給期間

据置期間満了時より5年間

エ. 支給方法

3月、6月、9月、12月の各月1日に、3ヶ月分をまとめて、本人の指定する銀行口座に送金。

オ. その他

- 年金受給中に本人が死亡した場合は、遺族に一時金が支給されます。
- 特別一時金はありません。

(2) 御夫婦終身年金を希望される方のための、長寿年金プラン。

ア. 積立額 14,122,230円

イ. 年金額および支給期間

積立金を払込んだ翌月分より本人の生存中毎月10万円が終身支給されます。

そして本人が死亡した場合は配偶者に対

してその生存中毎月10万円が終身支給されます。

(注) ①配偶者は一括積立金払込時の配偶者

②本人と配偶者の年齢差が5才以上あるときは5才を超える期間加入者への年金支給が停止されます。

ウ. 支給方法

福寿年金と同じです。

(3) 加入者の有利な点

ア. 据置期間中利息に税金がかかりません。

イ. 自分の生活設計に合わせた年金プランが選べます。

ウ. 口数は複数契約ができます。

エ. 信託運用でグリーンと有利です。

オ. 福寿年金はいつでも中途解約でき、有利な利息がついて戻ります。

2. 65才未満の方

一括積立
毎月積立 } いずれも利用できます。

3. 問い合わせは

各地区法人会事務局

東京地区説明担当

安田信託銀行 本支店



会員の企業をお守りして10年

経営者大型総合保障制度は自動的に更新されます

法人会が会員企業の永続を願って、経営者大型総合保障制度を始めて、今年で十年になりました。この間加入なさった方々に、この制度は大きな安心感を与え、お役に立ってきたものと思います。

さて、この保障制度の期間は十年になっておりますので、契約が切れる方が順次出てこられると思います。折角今まで得てこられた安心感は契約とともに消えてしまうのでしょうか？……もしそうなら大変なことです。これまでの十年間健康でこられた方々が今後も健康であるとは限らないからです。それどころか、十年経って年令もかさみ、保障の必要性は一層増したと思わなければなりません。

引き続き安心できる自動更新制度

法人会では、この制度に加入して安心を得られた方が引き続き安心して経営を続けていただくために、自動更新制をとることにいたしました。保障期間が満了しても、契約者から特に反対の申し出のない限り、契約が自動的に更新されて、保障期間は更に十年間延長されます。そればかりではありません。自動更新制度には次のようなメリットがあります。

どんな健康状態でも無審査で更新

殆どどの加入者（一部年令制限にふれる方や、割増保険料等の特別条件を付加された方は除かれます）は、どのような健康状態でも契約を更新できます。例えば重病で入院中でも、契約の自動更新には何の支障もありません。もしも、新規の契約であったら結ぶことが許されないような健康状態でも、契約の更新が許され、引き続き保障が得られます。もちろん、更新の時に健康状態による

割増保険料が付加されることもありません。

手続は持参の書類に判を押すだけ

更新手続は極めて簡単で煩わしい身体検査もありません。保障期間満了の2～3ヵ月前から更新のご案内にお伺いする大同生命、A I Uの担当者が持参する更新のための書類に申込印を押していただくだけで手続は済みます。



自動更新に注意いただく三つの点

- ① 現在の契約の保障期間満了時に年令が70才6ヵ月を超える方は、更新の取扱いができません。
- ② 現在の契約をするときに健康状態により割増保険料等の特別条件を付加された方については、保険会社が認めた場合に限り更新の取扱いができません。
- ③ 更新後の掛金は更新時の年令により計算します。現在の契約をした時から10才高い年令になりますので、掛金もそれに応じて高くなります。なお、詳細は大同生命とA I Uにご相談下さい。

梅と酢で体内浄化

酸っぱすぎたり、塩からいときは、甘味を加えると程よくなるし、又露^{アキ}の佃煮のように苦味があるものは、唐辛^{トウガラシ}など辛味を加えて煮ると美味しく煮上る。

虎の子のブランデーを、忽ち平らげられそうな友人には、思いきり辛味の強い芥子蓮根でも、つまみにつけておけば、さすがの彼でもすぐ酔がまわる。バーテン氏が塩を砥め砥め飲んでるのは、排泄がふえるから、たくさん飲んでも悪酔いしないのである。

「友あり遠方より来る」と言うときは、苦味をつまみにすると、一晚飲み明かしても、潰れることはない。強い酒にビッター^{ブイター}とって苦味を加えるのも此のためである。

お酒一つでも、飲み方によって様々である。

たゞ^{ウマイ・マズイ}美味、不味と云う以上に、酸苦甘辛鹹^{カン}（塩味）の五つの味は、我々の身体にそれ程の作用を興えるものであり、味加減の妙は即、匙加減の妙と通じるものなのである。

苦味は、炎症をとめる作用があり、反対に働かきを亢進させたいときは、辛味を用いる。食欲がないときには、晩酌も良いし、山葵漬^{アカイ}なども食がすゝむ。だから苦瓜などを好む人は、胃炎気味かも知れないし、辛いものばかり食べる人は、消化をたすける必要がある人で、夫々に身体が欲するとも云えるのである。知人に酒は一滴も駄目、奈良漬でも宿酔と云う人がいたが、最近頓^{トキ}に嗜む様になり、付合もずっとスマートになって時には、軍歌酒場で好い気分になっているらしい。

彼の説によると、年令と共に部下との附合も増えて、不調法とばかりも云っていられなくなったのと、年来胃腸も弱くて困っていたので、両方を兼ねて九州大学の薬理学教室に通い、克服する秘訣を見出したのだそうである。我々が食べたり飲んだりして、お腹に入ったものは、必ず吸収されて肝臓に送られるか、でなければ排泄されるかの

どちらかである。糞便の毒は細菌だと云うから、お腹の中で待ち受けているのは、夥しい数の細菌で、消化を援けたり、ビタミンを作って協力して呉れる反面、コントロールが悪いと、腐敗醗酵して、もろに肝臓は負担を蒙ることになる。だからお腹の管理の良し悪しで生じる損益は、一生を通じて測り知れないものなのである。中国では暑氣中りを防ぐため、夏に烏梅と云って青梅を薰製にしたもので、ジュースを作り飲料にするが、「梅は三毒を断つ」と云って酸味成分である有機酸は、腸内の腐敗醗酵を防止して肝臓を保護するからである。アメリカでも、肥満や動脈硬化防止など成人病予防に高圧浣腸法で腸内を大掃除する健康法が流行しているそうである。

彼が発見して実行している「酒に強くなり、健康になる秘訣」とは、玄米から醸造された「くろ酢」と「梅肉エキス」を混ぜて、酒食後に服用し、いつもお腹を綺麗に保っておくことであった。酸味のお蔭で、彼は素晴らしき熟年を満喫している。

略歴

昭和26年 国立衛生試験所勤務
昭和31年 河合薬局 開局
日本漢方交流会 理事
日中医薬研関東支部理事 河合 齋



一年の計

地区会 役員さんのご紹介 (その1)

町田南地区の巻

(各地区順を追ってご紹介します)

町田南地区は原町田1丁目より6丁目まで3支部より構成され、第1支部は1丁目より3丁目、第2支部は4丁目と5丁目、第3支部は6丁目、地勢としては1丁目は横浜線をはさんで南側に位置し、2丁目より6丁目までは、横浜線町田駅と

小田急線町田駅を要として扇状に拡がり、住宅地を始め、商業地として金融機関、大型店舗等この地区に集中して交通の利便さもあって常に活況を呈して居ります。

(毎号ご紹介いたします)



町田南地区会長
(有)丸孝家具店
八木下 正 男氏
原町田 4-9-16
22-3339
会員加入率92.1%



副 会 長
(有)さいとう
齊 藤 繁氏
原町田 6-20-17
22-3747



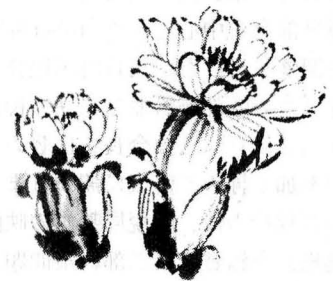
第 一 支 部 長
(株)マルカワ
小 川 量 司氏
原町田 6-10-1
28-5121
会員加入率81.0%



第 2 支 部 長
(株)マツヤマ
松 山 在 九氏
原町田 4-10-19
22-8211
会員加入率99.2%



第 3 支 部 長
(株)森山商事
森 山 兼 光氏
原町田 6-13-15
22-3376
会員加入率94.9%



会員加入率 11月末現在

誉えある国税局長賞

町田税務署長より法人会関係

石井副会長が受彰

3名 表彰される



56年度納税表彰式典が去る11月6日上野精養軒に於いて挙行政、当会副会長 石井儀一氏が宮下鐵己 国税局長より名譽ある局長賞の受彰に輝きました。

尚同氏は“今回の受彰は身に余るもの、今後一層法人会活動に全力を傾注したい”と強い決意を述べられております。

56年度納税表彰式典が、納税協力団体を一堂にまじえて、11月17日 町田市民ホールに於いて挙行政されました。

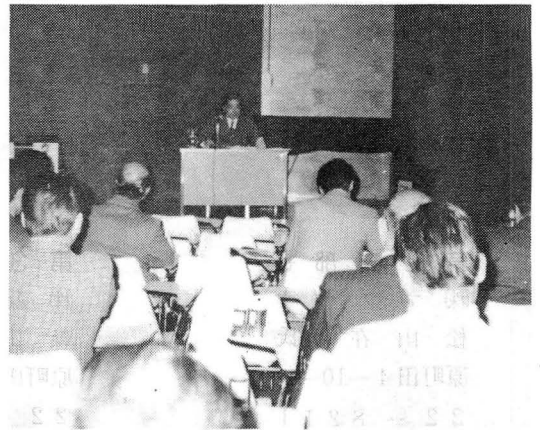
当会より下記の各氏が、西川町田税務署長より賞状が授与されました。

- ☆ 表彰状 中島 貞雄氏
- ☆ 感謝状 岩崎 雄志氏
- ☆ “ ” 小川 量司氏

税を知る週間協賛

“16%映画と講演の夕べ” 盛会に開催

税を知る週間中町田税務署を中心として各種の催しものが開催されましたが、当法人会では11月13日町田市公民館大集会室に於いて、青年部会、源泉部会を中心とした“16%映画と講演会の夕べ”を開催しました。当日町田税務署よりは西川署長をはじめ幹部職員並びに法人税部門職員が出席、又当会よりは三橋会長をはじめ役員、会員80余名が参加し極めて盛大に開かれました。会長・署長のご挨拶の後、国税局製作の映画『脱税Gメン川島班』を鑑賞、第二部経済問題講演会は中央大学教授・池田正孝氏を講師に迎え『国際化時代の中小企業』～ 中小企業の強さ、弱さ——をテーマに2時間余り氏の海外での研究活動の成果を踏まえた講演に熱心に聴講致しました。



講演の主な内容は

1. 対米、対EC貿易黒字幅127億54万ドル→過去

高記録

2. 貿易黒字の原因→機械工業が世界最強

乗 用 車	1980年	1,000万台
	アメリカ	800万台
カラーTV	海外生産	米国内で
	80年	340万台
		英国内で
	80年	70万台
ビ デ オ	世界の95パーセント以上生産	
カ メ ラ	世界一生産（とくに高級品）	
工作機械・ロボット	世界一	

工場での面接)

- ☆ 日本人は1人でいくつもの仕事をする
- ☆ 日本人は他人の仕事との間に仕切りがない
- ☆ 日本人は企業と一体となって働く

2) クッションとしての下請企業の存在（英国での東芝、松下などの体験）

4. 日本の下請制の特徴（欧米との比較で）

- 1) 取引き方法のちがいがい
- 2) タテ系列二重層構造の存在
- 3) 2)を生みだすもの、協力会組織
- 4) 社会構造のちがいがい

2. 日本の機械工学が世界最強になれた理由

1) 労働者のフレキシビリティ（イギリス東芝

5. 親企業の生産合理化で下請企業はどう変わるか

**ご注意を
装う訪問販売
税務署職員を**

最近、税務署の職員と偽って、新しく設立した会社や新規開業者宅を訪問し、講習会のテキストなどを販売している事件が相次いで起きています。税務署では、このような訪問販売を行うことはありません。十分ご注意ください。なお、そのような業者や販売員が来たときは、すぐに町田税務署（☎28・7211）へご連絡下さい。

△町田税務署▽

編 集 後 記

○新年明けましておめでとうございます。会員の皆様方のますますのご繁栄の年となりますよう祈念申し上げます。

○社団化創刊号より4号まで会報の題字を西別府前署長殿にお願い致しましたが、本号より西川署長殿にバトンタッチされました。会報の新しいシンボルとしての登場です。どうぞよろしく。

○今年は成年、イヌは獲物を探し求める時は分散して行動し、ひとたび獲物を見つけると吠えながら追走、この吠え声を聞くと仲間のイヌが大急ぎで集まり群れをつくって大型の獲物に襲いかかるそうです。

○基調的な経済環境の厳しさは今年も変わりそうもない。しかも財政再建問題が増税時代の幕開けと

ならなければよいが……法人会に対する負託と課題は極めて多い。会員各位の一層のご指導ご協力を切にお願い申し上げます。

——広報委員会——

新 会 員 の ご 紹 介

自56. 11. 1
至56. 12月末

法 人 名	代 表 者	所 在 地	業 種	電 話
(有) 本 橋 商 事	本橋 浦八	原町田4-3-7	クリーニング取次	22-3528
(有) 寺 田 ビ ル	寺田 嘉明	〃 5-13-24	不動産管理	23-4204
(有) コ ー ル 大 塚	大塚 俊雄	〃 6-7-14	飲食業	28-7900
(株) 町 田 キ ム ラ ヤ	石井留三郎	〃 6-10-15	各種商品小売業	23-5661
(株) 東 商	中溝 仁	中町1-29-6	不動産	29-1010
(有) ア ル ス	杉本 昭洋	旭町3-19-24	A. L. C工事	27-2911
(株) 藤 友	片桐 和昭	本町田1544-12	雑貨衣類卸業	25-2673
(株) ソ ー ナ	林 キヨ子	〃 2141-80	折込の取次、駐車場 動植物の輸入販売	26-1201
(有) 岡三住宅リ・クリーン	岡田 豊志	〃 2669	建築塗装業 (内・外装工事)	26-8981
東 信 産 業 (株)	山田 泰三	玉川学園1-3-3	コンピューターの保守	26-6202
(有) 九 曜	星野 芳子	〃 1-19-26	不動産管理	22-2165
(株) 北 友 サ ー ビ ス	鈴木 勤	〃 5-19-66	サービス業	26-1132
(株) フ ォ ー ラ イ フ	中谷多喜男	南大谷1313-5	婦人服製造	26-4908
(株) タ ナ ベ 管 材	田邊 稔	金森439	水道機材販売	22-0578
(有) 舞 夢	末村 義博	南つくし野1-4-1 セン チュリーハイッ13-103	舞台照明・音響	96-7261
三 光 サ ー ビ ス (株)	林 太津男	鶴間15-1618	建設機械修理	96-1161
(株) 横 田 畜 産 商 事	横田 篤廣	鶴川5-16-6	食肉卸	34-4129
富 士 企 業 (株)	永井 尚重	忠生1-27-34	建築、運送、清掃業	93-6126
洋 和 工 芸 (株)	大西 史郎	〃 2-16-2	印刷業	91-3530
コーワエンジニアリング(株)	星 正男	相原町927-57	機械製造業	71-8827
ニッサンハウス(株)	小森谷 剛	森野2-25-9	不動産仲介、売買	28-5501
(株) 開 成	加藤 敏則	本町田2866-6	学習塾等	26-8526
エディタ・シマ(有)	島津 智	本町田藤の台団地1-18-307	出版、翻訳	27-7456
(有) 石 川 メ ガ ネ	石川 妙子	南成瀬1-1-2 プラザナルセ	メガネ販売	26-0201
日本インター商事(株)	水田 吉春	高ヶ坂1782-47	機械工具販売	23-4598
(有) 橋 本 興 業	橋本 幸夫	金井町2769	建材業	
(株) フジプロジェクトサービス	古賀 明秀	山崎町山崎団地4-5-108	レジスター販売	91-8683